

豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者が地域社会の中で自立し安心して暮らすことができる生活の場の整備を進め、障害者の自立を促進し、その福祉の向上を図るため、本市の区域内における、土地所有者により新規建設された建物を賃借する方式（以下「建て貸し方式」という。）による共同生活援助の開設事業等に対する補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同生活援助 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。

(2) 開設 次に掲げる行為をいう。

ア 建て貸し方式により共同生活援助の運営を開始すること。

イ 建て貸し方式により共同生活援助の新たな住居を増設すること。

(3) 会計年度 4月1日から翌年3月31日までをいう。

2 現在運営している共同生活援助から建て貸し方式により創設する建物に移転する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ開設とみなす。

(1) 現在運営している共同生活援助において開設に係る補助金の交付を受けておらず、かつ移転後も現在以上の定員を維持する場合

(2) 豊中市既存建物活用による共同生活援助開設等事業費補助要綱に基づく補助金の交付を受けて開設してから10年を経過しており、かつ移転後に現在を超える定員となる場合

(対象)

第3条 この要綱により補助金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、法第36条第1項の規定により共同生活援助にかかる障害福祉サービス事業者の指定を受け、または会計年度内に当該指定を受ける見込みのある法人のうち、各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 障害福祉サービス事業について、当年度及び過去3年以内に市が実施した指導監査等において指定取消し等の事由に該当する重大な指摘を受けていないこと。

(2) 法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了していること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、または暴

力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。

- 2 この要綱による補助金の対象となる指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「対象施設」という。）は、本市域に所在していること。

（対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象施設の開設に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、社会通念上高額なものは対象外とする。

- 2 対象経費を算定するに当たっては、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、最低価格を提示した業者を選定すること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助基準額と実支出額を比較して、低い方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。（以下「補助予定額」という。）

- 2 市が別途定める受付期間において、補助金の交付決定を受けようとする者の補助予定額の合計が予算額を超えるときは、予算額を補助予定額の合計で除して求めた係数を、補助予定額に乗じて得た額を補助金の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金交付申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出するものとする。

- (1) 当該補助事業の計画書
- (2) 当該補助事業の予算書
- (3) 対象経費の内訳を示す書類（2者以上の見積書等）
- (4) 当該補助事業に用いる物件の平面図（完成予定のもの）
- (5) 当該補助事業に用いる物件の賃貸借契約書等の写し
- (6) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）もしくは第3条第2項の定めを満たすことの誓約書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付すべきでないと認めたときは不交付の決定を行い、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条第1項の決定を行う際には、次の条件を付するものとする。

- (1) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金変更交付届（様式第4号）を提出し、市長の承諾を受けること。

（申込みの取下げ）

第9条 第7条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金交付申込取下書（様式第5号）により申込みの取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の変更）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき。
- (2) 第8条第2号の規定による申込みがあったとき。

- 2 市長は前項の規定により補助金の決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは速やかに豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 当該補助事業の決算書
- (2) 対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 完成後の物件及びこの補助金を用いた設備等の写真
- (4) 物件の検査済証の写し
- (5) 入居者名簿（名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）。
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は前条の実績報告の提出があった時は、当該報告に係る交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者は、豊中市建て貸し方式による共同生活援助開設事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出することにより、補助金の交付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 会計年度内に共同生活援助事業者の指定を受けることができなかったとき。
- (3) 共同生活援助事業者の指定を取り消されたとき。
- (4) 対象施設を休止又は廃止したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (6) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (7) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (8) その他、市長が補助することを不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、当該補助金の交付を受けてから20年を経過した場合、前項第3号および第4号の規定による取消しを行わない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 対象経費について、この補助金以外の補助金の交付を受けたことが判明したとき。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第16条 補助事業者は、第14条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限等)

- 第17条 補助金の交付により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。また、市長の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 対象施設における共同生活援助の運営は、原則、補助金の交付を受けてから20年以上継続しなければならない。補助事業者が補助金の交付を受けてから20年を経過する前に補助金の交付を受けて取得した財産を処分する場合は、市長は当該補助事業者に対し、補助金を20年で除した残期間の額を返還させることができるものとする。

(帳簿等の整備)

- 第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

(指示及び検査)

- 第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他)

- 第20条 この要綱及び規則に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は平成30年(2018年)8月30日から施行する。

- 附則 平成 30 年度（2018 年度）中に限り、本要綱の施行前に現に補助事業を実施している場合でも、当該グループホームの運営開始前であれば、交付申し込みを受け付けるものとする。
- 附則 この要綱は平成 31 年（2019 年）3 月 25 日から施行する。
- 附則 この要綱は令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この要綱は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の規定は改正前の要綱の規定により補助金の交付を受けた者に対しても適用する。
- 附則 この要綱は令和 6 年（2024 年）5 月 13 日から実施する。
- 附則 1. この要綱は令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から実施する。
2. この要綱の規定は改正前の要綱の規定により補助金の交付を受けた者に対しても適用する。

別 表

対象経費	補助基準額
以下の 1 ～ 4 の総額（ただし、4 のみの交付は不可）	基準単価 1, 0 0 0, 0 0 0 円 に入居定員数を乗じた額
1 設備費 照明、給湯、空調、防災その他入居者の衛生・安全確保のための設備	
2 賃貸借補償金 敷金、権利金、礼金及び契約手数料。ただし、契約時に貸主に支払う金額から退去時に貸主より返還されると契約書に明記された金額を差し引いた額	
3 建設協力金	
4 備品購入費 家具・家電のうち、次のいずれかに該当するもの。 (1) 入居者の共同生活または全入居者に共通する障害特性上必要なもの。なお、入居者の個室に設置するものを除く。 (2) 支援員の寝泊りや体験入居に必要な寝具等。	